

教第 303 号
令和 3 年 4 月 27 日

保護者 様

鹿沼市教育委員会
教育長 中 村 仁

小中学校の感染症防止対策の徹底について（通知）

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新年度にあたり、本市小中学校には、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を再度お願い致しました。現在の県内小中学校における児童生徒の感染状況を見ますと、その多くが家庭内感染であり、無症状の陽性者もいることから、本市におきましても対応に苦慮しているところであります。引き続き、児童生徒の安全及び学校における教育活動を維持していくために、児童生徒の登校等につきまして下記のとおりご理解ご協力をお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由にした児童生徒等へのいじめや偏見、差別などにつながるような行為は断じて許されないものであり、改めて児童生徒等の人権に配慮した対応をあわせてお願いします。

記

○ 登校について

- ①発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養する。
 - ②本人及び同居の家族等が P C R 検査を受けた場合、結果が出るまで自宅で待機する。
 - ③濃厚接触者となった場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間は自宅で休養する。
- ※いずれの場合でも出席停止とする。

○ マスクの着用及び手洗いの徹底について

- ・新型コロナウイルス感染経路として飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。別紙のように人は「無意識に」顔を触っています。飛沫感染のほか、口や鼻を触れないためにもマスクは効果的であります。また、接触感染を防ぐためにも手洗い及び手指の消毒を行うことは大変重要なことでもあります。手洗い及び手指の消毒の徹底につきましては、再度各学校をお願いいたしました。お子様が手洗い及び手指の消毒等が習慣化できますようご家庭でのご協力もお願いいたします。

鹿沼市教育委員会事務局
学校教育課指導係
TEL 63-2236